

事 務 連 絡

令和2年2月26日

地域密着型サービス事業所 管理者 様  
(夜間対応型訪問介護を除く)

川口市福祉部介護保険課長  
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る運営推進会議等の取扱いについて (通知)

日頃より、本市の介護保険行政に御理解・御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、国の「新型コロナウイルス感染症対策基本方針」(令和2年2月25日付け)により、高齢者施設等における施設内感染対策の徹底が重要事項として示されたところです。

については、感染の急速な拡大を防ぐための措置として、地域密着型サービス事業所に義務付けられている運営推進会議及び介護・医療連携推進会議(以下「運営推進会議等」という。)の取扱いを本日から当面の間、下記のとおりとしますのでお知らせします。

#### 記

- 1 運営推進会議等の合議による開催は、当面の間、延期等の措置を検討してください。
- 2 その場合、書面会議の開催により、構成員に対し資料を送付し、運営状況の報告を行い事業所に対する評価、要望、助言等を受けてください。
- 3 上記2の対応内容を議事録として取りまとめ、事業所で保管、公表するとともに市へ議事録等を提出してください。
- 4 上記2・3を満たした場合は運営推進会議等を議事録作成日をもって基準どおり開催したと見なします。

※本通知の内容は川口市の解釈であるため、利用者が他市区町村の被保険者である場合は各保険者に確認すべきであることを申し添えます。

#### 【問い合わせ先】

川口市福祉部介護保険課事業者係  
電話 048(259)7293